

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（案）についてのご意見を募集します。

募集期間：2025年(令和7年)7月23日（水）～2025年(令和7年)8月21日（木）

釧路市は、特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする多様な動植物の生育・生息地である「釧路湿原」と、世界で唯一の大型球状マリモが生育する阿寒湖を有する「阿寒摩周」の二つの国立公園に抱かれ、雄大で豊かな自然に恵まれたまちです。

本市の類まれな自然環境は、酪農を主力とする農業、豊富な森林資源を有する林業、国内有数の水揚げ量を誇る水産業、そして食や自然資源を魅力とする観光業など、地域経済にも多大な恩恵をもたらしています。

しかしながら、近年、この雄大で豊かな自然環境での太陽光発電施設の建設が進行しており、貴重な野生動植物の生育・生息地が脅かされる事態が懸念されています。このような状況は、生態系の崩壊に伴う生物多様性の低下を引き起こすとともに、湿原域の減少が防災・減災機能の低下を招くおそれがあります。また、住みかを追われた野生動物が人里に出没し、被害をもたらす可能性もあり、地域住民の安全・安心に対する懸念が高まっています。

このことから釧路市では、一定の要件に該当する太陽光発電施設の設置等に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適切な推進と自然環境及び生活環境との調和を図り、本市の貴重な財産であり誇りでもある雄大で豊かな自然環境を守っていくことを目的として「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を制定することとし、その検討を進めています。

このたび、「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（案）」の内容について下記のとおり取りまとめましたので、これに対する皆さんのご意見を募集します。

皆さんからお寄せいただきましたご意見を考慮しながら更に検討を進め、最終的な条例案につきましては、釧路市議会に提案する予定です。

また、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、2025年(令和7年)8月下旬をめどに釧路市のホームページなどで公表します。

1 ご意見を募集する対象

- ・ 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（案）について 【別添】

2 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2025年(令和7年)7月23日（水）～2025年(令和7年)8月21日（木）

(2) 資料の公表場所

- ・ 釧路市市民環境部環境保全課環境管理係（市役所本庁舎1階）
- ・ 釧路市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- ・ 各行政センター1階市政情報コーナー

- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ (<https://www.city.kushiro.lg.jp/>)

(3) 意見の提出方法

意見等の提出書を使用し、メール、郵送、信書便、ファックス、持参（受付時間平日の8時50分～17時20分）のいずれかの方法で提出してください。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号、意見等提出者の区分をご記入ください。

（取得した個人情報、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合せ先

釧路市市民環境部環境保全課環境管理係

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎1階

電話：0154-31-4535（直通） ファックス：0154-23-4651

E-mail：ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp